



2025年3月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

内容

<u>1</u>	2025年2月24日付け、ダナン市税務局発行の異動した労働者に対する個人所得税の確定申告に関するオフィシャルレター・第1430/CTDAN-TTHT号	PIT
<u>2</u>	2025年3月6日付け、ビンディン省税務局発行の業務委託契約および各種手当に対する課税所得の確定に関するオフィシャルレター・第833/CTBDI-TTHT号	PIT
<u>3</u>	2025年2月24日付け、ダナン市税務局発行の未消化年次有給休暇に対する給与支給の損金算入に関するオフィシャルレター・第1431/CTDAN-TTHT号	CIT
<u>4</u>	2025年2月28日付け、ドンナイ省税務局発行の法人所得税（CIT）の課税所得算定時における控除対象費用として計上される仕入れ付加価値税（VAT）の控除および還付に関するオフィシャルレター・第994/TCT-CS号	CIT
<u>5</u>	2025年2月26日付け、ハイズオン省税務局発行の法人所得税の計算において控除される費用に関するオフィシャルレター・第1519/CTHDU-TTHT号	CIT
<u>6</u>	2025年3月11日付け、ビンズオン省税務局発行の出張費に関するオフィシャルレター・第3204/CTBDU-TTHT号	CIT

内容

<u>7</u>	2025年2月28日付け、税務総局発行の地域別税優遇措置を適用する企業に対する法人所得税（CIT）優遇措置に関するオフィシャルレター・第995/TCT-CS号	CIT
<u>8</u>	2025年3月14日付け、税務局発行の一括払いの土地賃借費用の法人所得税に関するオフィシャルレター・第140/CT-CS号	CIT
<u>9</u>	2025年2月24日付け、ダナン市税務局発行の不動産譲渡に係るVAT計算時の控除対象土地価格の確定に関するオフィシャルレター・第1434/CTDAN-TTHT号	VAT
<u>10</u>	2025年3月10日付け、ビンズオン省税務局発行の付加価値税に関するオフィシャルレター・第3144/CTBDU-TTHT号	VAT
<u>11</u>	2025年3月12日付け、税務局発行の付加価値税の政策に関するオフィシャルレター・第117/CT-CS号	VAT
<u>12</u>	2025年3月24日付け、税務総局発行の付加価値の税政策に関するオフィシャルレター・第267/CT-CS号	VAT

内容

<u>13</u>	2025年2月26日付け、ビンズオン省税務局発行の外国契約者税に関するオフィシャルレター・第2655/CTBDU-TTHT号	FCT
<u>14</u>	2025年2月28日付け、政府発行の出国一時停止の対象となる債務閾値および債務期間に関する詳細規定に関する政令・第49/2025/NĐ-CP号	OTH
<u>15</u>	2024年4月5日付け、政府発行の12か国の公民に対する入国ビザ免除に関する決議・第44/NQ-CP号	OTH
<u>16</u>	2025年3月10日付け、税務局発行の機構再編後の地方税務支局における人事業務に関するオフィシャルレター・第93/CT-TCCB号	OTH
<u>17</u>	2025年2月27日付け、ビンズオン省税務局発行の現地輸出VATインボイスに関するオフィシャルレター・第2721/CTBDU-TTHT号	OTH
<u>18</u>	政府の政令・第70/2025/NĐ-CP号は、2020年10月19日付けの政令・第123/2020/NĐ-CP号のインボイスおよび証憑に関する規定を一部改正	OTH

1 異動労働者に係る個人所得税（PIT）確定申告

*2025年2月24日付け、ダナン市税務局発行の異動した労働者に対する個人所得税の確定申告に関する
オフィシャルレター・第1430/CTDAN-TTHT号.*

3か月以上の労働契約を締結した労働者が子会社から親会社へ異動し、親会社が税務決算を行う時点で勤務している場合、労働者は政令・第126/2020/NĐ-CP号第8条6項dのd.2にある規定に基づき、親会社に対し個人所得税の税務決算を委任することができる。

政令・第126/2020/NĐ-CP号第8条6項dのd.1にある案内に従い、親会社は労働者の委任に基づいて子会社から支払われた所得を含めて税務決算を行う責任を負う、2024年1月1日から2024年11月30日までの期間に子会社が発行した個人所得税の源泉徴収証明書を回収する。

2 業務委託契約および各種手当に対する課税所得の確定

2025年3月6日付け、ビンディン省税務局発行の業務委託契約および各種手当に対する課税所得の確定に関するオフィシャルレター・第833/CTBDI-TTHT号:

❖ 業務委託契約に関する個人所得税源泉徴収について

企業が業務委託契約を締結および1回あたり200万ドン以上の報酬所得を支払う場合:

- 業務委託契約の期間が3か月以上である場合、企業は通達・第111号第25条1項b.1に基づき、部分累進税率で個人所得税を源泉徴収する。
- 業務委託契約の期間が3か月未満である場合、企業は、通達・第111号第25条1項i項の規定に基づき、1回あたり200万ドン以上の支払い額に対して10%の税率で源泉徴収する。または、受取人が収入に関する誓約に基づいて、支払側の企業は源泉徴収を行わないことができる（誓約した個人は自己の誓約内容に責任を負い、不正が発覚した場合は税務管理法に基づき処分される）。

2 業務委託契約および各種手当に対する課税所得の確定

2025年3月6日付け、ビンディン省税務局発行の業務委託契約および各種手当に対する課税所得の確定に関するオフィシャルレター・第833/CTBDI-TTHT号:

❖ 定額支給項目に関する個人所得税について

○ 文房具費用、出張費、電話料金について:

企業が社内の財務管理規定に基づき、従業員に対して定額支給金を支払う場合、通達・第111/2014/TT-BTC号第2条2項d.4および通達・第96/2015/TT-BTC号第4条の規定に準じて、文房具費、出張者に対する出張手当、電話代などの実費精算額は課税所得に含めない。

○ 制服手当について

企業が労働者に対して1人当たり年間500万ドンを超える制服手当を支給する場合、その超過分は課税所得に含める。

3 未消化年次有給休暇に対する給与支給の損金算入

2025年2月24日付け、ダナン市税務局発行の未消化年次有給休暇に対する給与支給の損金算入に関するオフィシャルレター・第1431/CTDAN-TTHT号：

労働者が退職または失業、年次の有給休暇を取得していない、または全日数を消化していない場合、労働法典・第45/2019/QH14号第113条3項にある規定に基づき、未消化分の有給休暇に対する給与精算が行われる。

上記の対象に該当しない労働者について、企業が労働者との間で、有給休暇日に時間外労働を行うことを合意している場合、企業は労働法典・第45/2019/QH14号第98条1項(c)の規定に基づき、時間外労働賃金を支払わなければならない。

労働法典および関連する施行細則に基づく時間外労働賃金の支給額は、通達・第78/2014/TT-BTC号の第6条1項の条件を満たし、第6条2項2.5号の規定に該当しない場合、損金算入が認められる。

4 法人所得税（CIT）の課税所得算定時における控除対象費用として計上される仕入れ付加価値税（VAT）の控除および還付

2025年2月28日付け、ドンナイ省税務局発行の法人所得税（CIT）の課税所得算定時における控除対象費用として計上される仕入れ付加価値税（VAT）の控除および還付に関するオフィシャルレター・第994/TCT-CS号：

企業が、商工省の許可を受けていない燃料販売業者から仕入れた燃料に関する付加価値税（VAT）領収書を使用する場合、税務および領収書に関するリスクが発生する。そのため、税務局は、企業の実際の状況を踏まえ、関係機関と協力して、当該企業の燃料販売事業や取引が実際に行われ、法令に適合しているかを確認する必要がある。その結果に基づき、領収書の合法性や法人所得税（CIT）の課税所得計算における損金算入の可否、付加価値税（VAT）の控除適用について判断することになる。

5 法人税の計算において控除される費用

2025年2月26日付け、ハイズオン省税務局発行の法人所得税の計算において控除される費用に関するオフィシャルレター・第1519/CTHDU-TTHT号：

企業が法人所得税の課税所得を計算する際に控除される費用について、企業に自動車を直接販売していない個人の場合、その費用が控除対象となるために必要な書類は以下の通り：

- 通達・第78/TT-BTC号に付随する様式・第01/TNDN号に基づく仕入れ商品、サービスの購入一覧表；
- 支払い証憑（非現金支払い証憑が必須というわけではない）；
- 企業は、資産の所有権を証明する合法的な書類を備え、法律の規定に従って資産の管理および減価償却を行う必要がある。

6 法人税（CIT）計算における出張費の損金算入

2025年3月11日付け、ビンズオン省税務局発行の出張費に関するオフィシャルレター・第3204/CTBDU-TTHT号：

企業が従業員を業務のために出張させ、出張費が発生した場合、当該出張費について、通達・第96/2015/TT-BTC号の第4条および通達・第26/2015/TT-BTC号の第1条10項の規定に従い、合法的な領収書および証憑が揃っている場合、企業は付加価値税（VAT）の控除申告が可能であり、また法人所得税（CIT）の課税所得を計算する際に損金算入することができる。

7 地域別税優遇措置を適用する企業に対する法人所得税（CIT）優遇措置

2025年2月28日付け、税務総局発行の地域別税優遇措置を適用する企業に対する法人所得税（CIT）優遇措置に関するオフィシャルレター・第995/TCT-CS号：

地域の優遇条件を満たし、法人所得税（CIT）の優遇措置の適用を受ける投資プロジェクトを有する企業の場合、法人所得税の優遇措置の対象となる所得は、優遇地域で実施される投資プロジェクトの生産・事業活動から発生する所得であり、法人所得税法の規定により優遇措置の適用対象外とされる所得を除いたもの。

優遇地域で発生した所得や当該投資プロジェクトの生産・経営活動に関連しない所得については、法人所得税（CIT）の優遇措置の対象とはならない。企業は、法人所得税（CIT）の優遇措置を受ける生産・経営活動からの所得と、優遇措置を受けない生産・経営活動からの所得を分けて計算し、別々に申告・納税する必要がある。

8 一括払いの土地賃借費用の法人所得税

2025年3月14日付け、税務局発行の一括払いの土地賃借費用の法人所得税に関するオフィシャルレター・第140/CT-CS号：

企業が、賃借期間全体にわたる一括払いの土地賃借費用および企業の生産・事業活動のための未使用の賃借土地の管理費が発生する場合、当該賃借地が企業の生産・事業活動にまだ使われていない時点では、その費用を法人所得税（CIT）の課税所得を確認する際の損金として算入できない。

9 不動産譲渡に係るVAT計算時の控除対象土地価格の確定

2025年2月24日付け、ダナン市税務局発行の不動産譲渡に係るVAT計算時の控除対象土地価格の確定に関するオフィシャルレター・第1434/CTDAN-TTHT号：

企業が個人または世帯から土地使用権を譲り受ける場合、付加価値税（VAT）計算時に控除される土地価格は、土地使用権譲渡時点の価格であり、インフラ価値は含まない。

企業が個人または世帯から不動産を譲り受け、その価格にインフラ価値が含まれている場合、VAT計算時に控除される土地価格は、譲渡時の価格からインフラ価値を除いたものとなる。

譲渡時にインフラ価値を分離できない場合、VAT計算時に控除される土地価格は、譲渡契約締結時点での中央直轄市・省の人民委員会が定める価格となる。

10 付加価値税政策

2025年3月10日付け、ビンズオン省税務局発行の付加価値税に関するオフィシャルレター・第3144/CTBDU-TTHT号：

- 付加価値税に関するガイダンス：

現地輸出品も含め輸出品に対して0%税率の適用事例に関する具体的な案内文書。輸出とみなされる商品に対する仕入付加価値税控除および還付の条件を明記する。税制優遇措置を受けるための必要な手続きや書類を十分にすることの重要性を強調する。

- 企業向けの具体的なガイダンス：

企業がベトナムに現地法人を持たない外国企業へ保税倉庫を通じて商品を販売する場合、現地輸出品と見なされる。ベトナムに現地法人を持たない外国企業の認定は、法律の規定に従わなければならない。企業は輸出商品に関する条件および関連規定を満たすことで、0%税率の適用を受けることができる。輸出品に対する付加価値税の還付は、現行の規定に基づいて実施される。

11 付加価値税の政策

2025年3月12日付け、税務局発行の付加価値税の政策に関するオフィシャルレター・第117/CT-CS号：

付加価値税法の規定に基づき、投資プロジェクトが完了し稼働を開始した後の仕入付加価値税は還付の対象とはならず、当該投資プロジェクトの完了および稼働開始の時点以降の課税期間における様式・第01/GTGT号、事業活動の付加価値税申告書に移行される。

12 付加価値税の政策

2025年3月24日付け、税務総局発行の付加価値の税政策に関するオフィシャルレター・第267/CT-CS号：

企業が未加工の農産物または単なる一次加工を施した農産物を外国企業に輸出、契約書、通関申告書はあるものの、銀行を通じた支払証憑やその他の関連証憑がない場合、0%の税率を適用する条件を満たさず、付加価値税の課税売上として算入する必要はないが、仕入れ時の付加価値税の控除は認められない。

13 外国契約者税（FCT）に関するガイドライン

2025年2月26日付け、ビンズオン省税務局発行の外国契約者税に関するオフィシャルレター・第2655/CTBDU-TTHT号：

フランスから機械設備のラインを輸入する場合、取引先はベトナムにおいて所得を発生させる外国契約者に該当する。したがって、当該外国契約者の所得は、財務省の通達・第103/2014/TT-BTC号の規定に基づき、外国契約者税の課税対象となる。

また、取引先の資産譲渡による所得が、ベトナムとフランス間の二重課税防止協定の適用対象となる場合、免税または減税の通知手続きは、財務省の通達・第80/2021/TT-BTC号の規定に従って実施される。

13 外国契約者税（FCT）に関するガイドライン

2025年2月26日付け、ビンズオン省税務局発行の外国契約者税に関するオフィシャルレター・第2655/CTBDU-TTHT号：

免税・減税申請書類には以下の書類が含まれる：

1. 様式01/HTQTに基づく申請書
2. 居住国の税務当局が発行した居住証明書
3. ベトナムおよび海外の組織・個人と締結した契約書
4. 委任状（該当する場合）
5. 領事合法化された課税年度の居住証明書
6. 契約当事者による契約履行の確認書
7. 新たに締結されたベトナムおよび海外の組織・個人との経済契約（該当する場合）
8. 課税年度終了後の翌四半期内に領事合法化済みの居住証明書を提出する旨の誓約書（書類を納付するときに居住証明書が未提出の場合）。

13 外国契約者税（FCT）に関するガイドライン

2025年2月26日付け、ビンズオン省税務局発行の外国契約者税に関するオフィシャルレター・第2655/CTBDU-TTHT号：

提出期限：

1. 控除、申告方式の場合：

- 法人税の仮計算時：四半期ごとの法人税仮納付と同時
- 法人税の確定申告時：法人税確定申告書と同時

2. 直接課税方式の場合：

- 事業活動およびその他の所得：申告期限の**15**日前まで
- ベトナムでの業務契約終了時または課税年度終了時（いずれか早い時点）の**15**日前までに、外国契約者は、領事合法化済みの原本居住証明書（または合法化済みの写し）を契約を締結したベトナム側または所得を支払うベトナム側に提出し、ベトナム側は、居住証明書を受領した日から**3**営業日以内に税務機関へ提出

13 外国契約者税（FCT）に関するガイドライン

2025年2月26日付け、ビンズオン省税務局発行の外国契約者税に関するオフィシャルレター・第2655/CTBDU-TTHT号：

提出期限：

3. 混合方式の場合：

- 申告期限の15日前まで
- 契約終了時または課税年度終了時（いずれか早い時点）の15日前までに、外国契約者は、領事合法化済みの原本居住証明書（または合法化済みの写し）を税務機関へ提出

14 出国一時停止の対象となる債務閾値および債務期間

2025年2月28日付け、政府発行の出国一時停止の対象となる債務閾値および債務期間に関する詳細規定に関する政令・第49/2025/ND-CP号：

事業者や個人事業主で税務管理に関する行政処分の強制執行の対象となるのは、滞納税額が5千万ドン以上であり、かつ法定納付期限を120日以上経過している場合である。

企業、協同組合、連合協同組合の法定代理人で税務管理に関する行政処分の強制執行の対象となるのは、滞納税額が5億ドン以上であり、かつ法定納付期限を120日以上経過している場合である。

事業者、個人事業主、企業、協同組合、連合協同組合の法定代理人であり、登録された所在地での事業活動を停止しており、法定納付期限を超過した滞納税額がある場合、税務当局が出国停止措置の適用を通知してから30日を経過しても納税義務を履行していない場合、一時出国停止措置が適用される。

海外に移住するために出国するベトナム人、海外在住のベトナム人、またはベトナムから出国する外国人について、法定納付期限を超過した滞納税額があり、納税義務を履行していない場合、一時出国停止措置が適用される。

新情報 2025年3月

15 12か国の公民に対する査証免除

2024年4月5日付け、政府発行の12か国の公民に対する入国ビザ免除に関する決議・第44/NQ-CP号:

ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、イギリスおよび北アイルランド連合王国、ロシア、日本、韓国、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド。

滞在期間：入国日から45日間。

適用期間：2025年3月15日から2028年3月14日まで。ベトナムの法律に基づき、延長の可否が検討される。

16 機構再編後の地方税務支局における人事業務

2025年3月10日付け、税務局発行の機構再編後の地方税務支局における人事業務に関するオフィシャルレター・第93/CT-TCCB号：

地方税務支局の組織再編後の人事配置について、税務局は安定性、継承性を確保し、各部門の管理職の人数バランスを図ることを目的としたガイドラインを発行した。その主な内容は以下の通り：

- 統合された地域に関して：

- + 統合対象地域に属する税務局（旧）の課長補佐は、指導された原則に従い、本部に所在する地方税務支局の各部門への異動を申請することが可能。

- + その他の副部長については、地域税務支局の指導部が統一的に配置を決定し、郡相互間の税務チーム、監査・検査部門、企業管理・支援部門、ワンストップ窓口へ配置される。

16 機構再編後の地方税務支局における人事業務

2025年3月10日付け、税務局発行の機構再編後の地方税務支局における人事業務に関するオフィシャルレター・第93/CT-TCCB号：

- 本部が所在する地域に関して:副部長および副支局長の配置は、引き続きオフィシャルレター・第06/CT-TCCB号の原則に基づき、各部門間の指導者数のバランスを確保しながら実施される。
- 税務局が地方税務支局の部長および郡税務チームのチーム長の任命を決定し次第、直ちに実施される。

17 現地輸出VATインボイス

2025年2月27日付け、ビンズオン省税務局発行の現地輸出VATインボイスに関するオフィシャルレター・第2721/CTBDU-TTHT号:

企業がベトナムに現地法人を持たない外国の取引先との契約に基づき商品を販売し、ベトナム国内の企業に商品を引き渡すよう指定された場合、現地輸出のケースに該当する。商品が通関口または輸出手続きを行う場所に運ばれる場合、企業は上記の2020年の政令・第123/2020/NĐ-CP号の第10条14項に基づき、倉庫出庫兼社内輸送票を使用する必要がある。

輸出品手続きが完了した後、企業は輸出商品のVATインボイスを作成する。具体的な記載方法は以下の通り。

- 購入者の氏名: 外国側の購入者の名前を記入する。
- 購入企業名: 商品を受け取る企業名を記入する。
- 引渡し場所: ベトナム国内の引渡し場所を記入する（契約に基づく）。
- 税コード: 空白にしておく。

18 2020年10月19日付けの政令・第123/2020/ND-CP号の一部条項を改正、補足

政府の政令・第70/2025/ND-CP号は、2020年10月19日付けの政令・第123/2020/ND-CP号のインボイスおよび証憑に関する規定を一部改正、補足する：

レジシシステムから発行される電子インボイスに関する規定の改正、補足は以下の通り：

+ レジシシステムから発行され、税務署へ電子データを接続、転送する電子インボイスは、以下の原則を遵守する必要がある。

- 税務署の電子データを接続、転送するレジシシステムから印刷されたインボイスであることが識別できること。
- 電子署名は必須ではないこと。

18 2020年10月19日付けの政令・第123/2020/NĐ-CP号の一部条項を改正、補足

政府の政令・第70/2025/NĐ-CP号は、2020年10月19日付けの政令・第123/2020/NĐ-CP号のインボイスおよび証憑に関する規定を一部改正、補足する：

- レジシステムから発行された電子インボイス（またはインボイスのコピー、または税務総局の電子ポータルからのインボイスに関する情報の検索）を利用した商品・サービスの購入費用は、税務義務を確定する際に、合法的な領収書および証憑が十分に揃った費用項目として認められる。

+ レジシステムから発行される電子インボイスの内容は以下の通り：

- 販売者の氏名、住所、税コード
- 規定に従った、購入者の氏名・住所・税コード／個人識別番号／電話番号（購入者の要請がある場合）
- 購入者がレジシステムから発行される電子インボイスの情報を追跡、申告できるように、税務機関のコードまたは電子データ。

18 2020年10月19日付けの政令・第123/2020/ND-CP号の一部条項を改正、補足

政府の政令・第70/2025/ND-CP号は、2020年10月19日付けの政令・第123/2020/ND-CP号のインボイスおよび証憑に関する規定を一部改正、補足する：

電子インボイスサービス提供事業者の義務と責任に関する規定を以下のとおり補足する：

＋ 販売者および購入者に対する電子インボイスソリューションを提供する事業者の義務と責任：

- ・ 義務：
 - レジシステムから発行される税務機関コード付き電子インボイス、電子証憑の電子インボイスの作成、送信、受信、保存、データ処理に関するソリューションを提供すること。
 - 電子インボイスの送信、受信を期限内に完全な形で実施し、取引当事者間の送受信結果を保存すること。
- ・ 責任：
 - 事業者のウェブサイト上で、サービスの紹介、運営方法やサービス品質を公表すること。
 - 電子インボイスの情報を守秘すること。

18 2020年10月19日付けの政令・第123/2020/ND-CP号の一部条項を改正、補足

政府の政令・第70/2025/ND-CP号は、2020年10月19日付けの政令・第123/2020/ND-CP号のインボイスおよび証憑に関する規定を一部改正、補足する：

＋ 税務機関と接続し、電子インボイスデータの受信、送信、保存を行う事業者の義務と責任：

- 義務：
 - 税務機関から委託の通知を受けた場合、税務機関コードを付与すること。
 - 税務機関から委託された対象者に対し、無償で税務機関コード付き電子インボイスを提供すること。
- 責任：
 - 税務総局へデータを連続的かつ安全に送信する接続チャネルを樹立すること。
 - 事業者を紹介するウェブサイトにおいて活動方式やサービス品質を通知、公表する。

Abbreviations

VAT	Value Added Tax	MOF	Ministry of Finance
PIT	Personal Income Tax	GDT	General Department of Taxation
CIT	Corporate Income Tax	MOIT	Ministry of Industry and Trade
FCT	Foreign Contractor Tax	MOLISA	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affair
SCT	Special Consumption Tax	DPI	Department of Planning and Investment
IET	Import and Export Tax	SBV	The State Bank of Vietnam
OTH	Other	EPE	Export processing enterprises
OL	Official Letter	EPZ	Export Processing Zone
ACC	Accounting	IZ	Industrial Zone
LAB	Labor		



2025年3月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





お問合せ

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Dakao Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 8 3820 5731/ 2 | Fax: +84 8 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Khanh Ward, Ba Dinh District, Hanoi city, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

